

組合員の資格得喪の通知書 (法 43.則 33)

※個人から法人へ農地耕作を委託するときの様式です(法人から個人へは一般様式を使用)。

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日 太枠内に記入・押印願います。(認印可)

黒のボールペンで記入願います

最上太郎

現資格者	住所	庄内町余目字上梵天塚15		
	氏名	最上 太郎 (印)		
	携帯番号	090-4567-8910	固定電話	0234-43-2256
新資格者	住所	鶴岡市藤の花1丁目100-200		
	フリガナ	ノウジクミアイホウジン キョウデンカワ 農事組合法人 ドリームファーム京田川 (印)		
	氏名	ダイヒョウジ キョウデカワ ジロウ 代表理事 京田川 治郎		
	生年月日	T S H 10年 4月 1日	性別	(男) 女
	携帯番号	090-1234-5678	固定電話	0235-31-7777

(農)ドリームファーム京田川

最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一

太枠内修正あれば、二重取消線で修正、追加があれば加筆をお願いします(事前情報あれば改良区で作成)。

※通知書は所有権者毎に作成が必要(複数枚作成時、現・新資格者の電話番号は 1枚に記載されていれば全ての通知書に記載する必要はありません)。

1. 資格得喪の対象の土地

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	土地所有者		附記
							農家番号	氏名	
庄内	余目	朝丸	1	田	田	1,000	ZZ00101	最上 次郎	1
"	"	"	2	"	"	3,000	"	"	2
"	"	"	3	"	"	2,500	"	"	3
"	"	"	4	"	"	1,500	"	"	4
									5
									6
									7
									8
									9
									10
計						4 筆	8,000	㎡	

2. 資格得喪の原因 (口欄にチェックし、事由を○又は記入して下さい)

原因 : 耕作権の移転(農地中管理事業等・小作地の) その他 ()

組合員と土地所有権者が同じ場合でも記入・押印が必要です!
(「同上」などの省略不可)

3. 賦課金納入誓約書

誓約書 (土地所有権者)

このたび、上記組合員の資格得喪にあたり、新資格者となる組合員(法人)が賦課金等を滞納した場合、新資格者である組合員(法人)と土地所有権者は連帯してその責任を果たします。

住所 庄内町○○字○○29

氏名 最上 次郎 (印)

携帯番号 090-0000-1111 固定電話 0234-43-

賦課に係る確認や連絡にのみ利用致します。

ご不明な点等ありましたら財務係までご連絡願います。(財務係TEL:0234-43-2256)